

消費者委員会 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ  
(2018年6月25日月曜日 開催)

## 自主規制の意義

原田大樹 (京都大学)

### I. 自主規制の基礎理論

#### 1. 自主規制の意義

##### ・ 自主規制の定義

「ある私的法主体に対して外部からインパクトが与えられたことを契機に、当該法主体の任意により、公的利益の実現に適合的な行動がとられるようになること」<sup>1</sup>

##### ・ 古くて新しい存在

前近代：座，株仲間，町会所

前近代的な存在：「1940年体制」<sup>2</sup>，行政指導と業界による自主規制（鉄鋼公販制<sup>3</sup>）

現代的課題への対応：環境監査<sup>4</sup>，適合性評価<sup>5</sup>，個人情報保護<sup>6</sup>

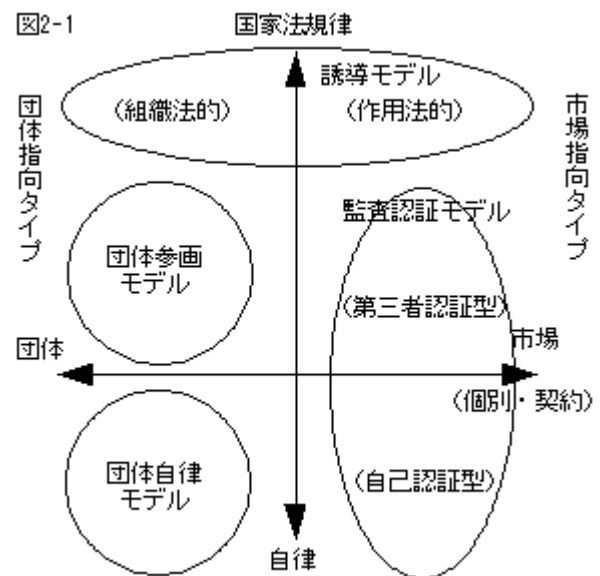
#### 2. 自主規制の類型と具体例

##### ・ 自主規制の類型論

自主規制を行う団体が前面に出るタイプ

団体自律モデル：国家活動とは独立して行動計画の決定・実行を行う

団体参画モデル：国家による政策実現に関与（規範定立・執行のいずれかを担う）



<sup>1</sup> 原田大樹『自主規制の公法学的研究』（有斐閣・2007年）14頁。

<sup>2</sup> 野口悠紀雄『1940年体制』（東洋経済新報社・1995年）。

<sup>3</sup> 仙波恒徳「鉄鋼業における行政指導について（その3）（完）」『経済論集（大分大学）41巻1号（1989年）1-36頁。

<sup>4</sup> 河野正男「環境省・環境報告書ガイドラインについて」『会計159巻6号（2001年）819-831頁。

<sup>5</sup> 原田大樹「多元的システムにおける正統性概念」同『公共制度設計の基礎理論』（弘文堂・2014年）49-94頁 [初出2012年]。

<sup>6</sup> 原田大樹「ビッグデータ・オープンデータと行政法学」『法学教室432号（2016年）39-45（40-41）頁。

市場における選択圧力が自主規制の動因となるタイプ

監査認証モデル：個別の事業者が公的利益適合行為を決定

・消費者法における具体例

業界団体による標準約款策定，業界団体による ADR，SG マーク，公正競争規約

### 3. 自主規制の機能条件

---

・自主規制の有効性—業界側の事情

国家からの規制圧力が働き，これを回避するために自主規制が効果的と思われるとき

団体自律・団体参画モデル：団体の組織率が高く，アウトサイダーが少ないとき

（強制加入制の団体であれば実効性はさらに高まる＝誘導モデル）

監査認証モデル：自主規制の実施の事実が市場において競争上有利に働くとき

・自主規制の適切性—国家側の事情

対象事業者の捕捉や規制執行に多大なコストがかかるとき

規制対象が状況に応じて流動的で，規制基準を予め確定するのが難しいとき

規制内容に高度の専門性が必要で，行政側が知識を獲得するのが難しいとき

・自主規制の許容条件—公法学的な観点

自主規制の補完性：公平性・公正性の重視

国家による公的利益の内容決定：正統性・透明性の確保

私人の行動原理との整合性：有効性・効率性の観点

## II. 消費者法分野での応用可能性

---

### 1. 監査認証モデル

---

・製品の安全やサービスの適正性を確保する責任を事業者側に課す

具体的な義務履行方法については法令で特定せず，業界団体（民間規格団体）が策定した基準に適合していることを自ら宣言する（自己適合宣言）か，第三者的な認証機関に認証してもらう（第三者認証）

・苦情解決との連携

認証機関や（認証機関を認定する）認定機関に苦情解決の機能を持たせ，認証システムに関する運用情報の把握と，事業者に対する適時の是正要求を実現

### 2. 団体参画モデル

---

・認可法人による自主規制＋アウトサイダーに対する行政監督<sup>7</sup>

---

<sup>7</sup> 原田大樹「政策実現過程の複線化」同『公共制度設計の基礎理論』（弘文堂・2014年）281-318（306-307）頁 [初出 2008年]。

例：貸金業法 24 条の 6 の 12（貸金業協会の定款・業務規程を考慮した行政監督）<sup>8</sup>  
金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 4 号ニ（登録拒否事由としての自主規制団体の定款・規則に準じる内容の社内規則を整備していない場合）←米国法がモデル<sup>9</sup>

・認定団体による自主規制＋行政監督の裁量権行使の際の考慮<sup>10</sup>

例：資金決済法の認定資金決済事業者協会（資金決済法 87 条以下）

金融庁事務ガイドライン第 3 分冊（金融会社関係）

### Ⅲ-1-7 認定資金決済事業者協会との連携等

仮想通貨交換業者の監督に当たっては、法令上の規制と併せて認定資金決済事業者協会（以下「協会」という。）の定める規則を重視する必要がある。また、協会は、自主規制規則の制定、会員に対する法令等遵守状況等の調査・指導、利用者からの苦情解決など、重要な役割を担っている。

仮想通貨交換業者の監督に当たっては、協会と適切な連携を図る必要があることから、以下に留意するものとする。

(1) 会員である仮想通貨交換業者に対して、効率的かつ実効性のある監督を行う観点から、協会が実施した会員に対する調査、監査及び改善指導等について、随時、ヒアリングを行う。

(2) 必ずしも法令違反とはいえない軽微な事項のうち、協会が改善指導等を行う方が適当かつ効果的であると認められるものについては、協会と密接な連携のもと、当局の監督権に留意しつつ、協会による改善指導等を要請し、調査上の留意事項とするよう依頼することができる。

(3) 協会が受け付けた苦情等及び苦情等処理状況並びに苦情等の動向等について、協会から定期的にヒアリング及び意見交換を行う。

(4) 非会員を含めた仮想通貨交換業者に対し、適切かつ効率的な監督を行う観点から、自主規制規則の制定、変更及び運用状況について、協会と密接に連携を図る。例えば、自主規制規則においては、利用者保護の観点から、分別管理やレバレッジ取引等に係る具体的な指針等を定めることが望ましい。

<sup>8</sup> 貸金業協会による自主規制は一定の成果を上げている（木村耕三「自主規制機関から見た貸金業界の 10 年と今後の課題・方向」月刊金融ジャーナル 57 巻 7 号（2016 年）24-27（25）頁）ものの、近時は銀行等によるカードローンを貸金業者が保証する形態での貸付が急増しており、貸金業法による総量規制は空洞化しつつあると指摘されている（新里宏二＝三上理「自主規制で不十分ならば銀行による貸付も総量規制の対象に」金融財政事情 68 巻 11 号（2017 年）19-23（20）頁）。

<sup>9</sup> アメリカ合衆国では、連邦制のもとでの立法権限（＝会社法の立法権限は州にある）問題を迂回するという目的も、証券取引所による自主規制の発達の背景にあるとされる。参照、河村賢治「自主規制と会社法」旬刊商事法務 1940 号（2011 年）51-61（52）頁。

<sup>10</sup> 畠山久志「『仮想通貨法』（資金決済法一部改正）の施行について」金融法務事情 65 巻 11 号（2017 年）24-33（25）頁。

登録時：取り扱う仮想通貨の適切性について認定資金決済事業者協会の意見を踏まえて判断

財産の分別管理について、協会の自主規制規則を踏まえて判断

利用者に関する情報管理態勢について、協会の研修を受けているかを考慮

仮想通貨に関する自主規制団体の認定はまだなされていない<sup>11</sup>

### 3. 自主規制と消費者団体

---

- ・自主規制の透明性確保

自主規制の名の下に、業界の利益だけを追求したり、アウトサイダーに対する経済的圧迫を加えたりする恐れ

自主規制団体の役員に消費者代表を加えたり、自主規制のルール策定に消費者の意見を反映させる手続を設けたりする工夫が必要

- ・自主規制と消費者団体訴訟

行政側が執行リソースの不足を理由に自主規制を法律に組み込む場合には<sup>12</sup>、消費者利害の反映の機会とのバランスをとるため、規制執行を促進するための消費者団体訴訟を併せて立法化すべき<sup>13</sup>

---

<sup>11</sup> 『仮想通貨行政』に初めての洗礼，規制強化はどこまで必要?」金融財政事情 69 巻 6 号（2018 年） 6-7 頁。

<sup>12</sup> 消費者法の特徴としての「多目的エンフォースメント」と「公私協働」につき参照，中川丈久「消費者行政」ジュリスト 1414 号（2011 年） 51-58（54-55）頁。

<sup>13</sup> 行政上の消費者団体訴訟につき参照，山本隆司「集团的消費者利益とその実現主体・実現手法」千葉恵美子他編『集团的消費者利益の実現と法の役割』（商事法務・2014 年） 216-237 頁，斎藤誠「消費者法における団体訴訟」論究ジュリスト 12 号（2015 年） 131-143 頁，原田大樹「団体訴訟の制度設計」論究ジュリスト 12 号（2015 年） 150-155 頁。